

〈史料紹介〉

周防右田氏の相伝文書について

和田 秀 作

はじめに

周防右田氏（以下、右田氏）は、周防国佐波郡右田保（現、防府市）を本貫の地とする大内氏の一族である。（現、防府市）を本貫の地とする大内氏の一族である。有力庶家の一つとして宗家を支えたが、弘治三年（一五五七）毛利氏の防長侵攻に際し、大内氏を見限って毛利氏に味方した。その後、毛利氏に仕えたが、以降の右田氏の動向はほとんど詳らかにされていない。^①江戸時代の萩藩士の中には、右田という苗字を名乗る家はなく、その相伝文書も散逸してしまったと考えられる。^②

ところが、近年その一部の原文書が新たに見いだされ、所蔵者の御好意により、実見する機会を得た。そこ

で、本稿では、管見に入った右田氏相伝文書を復元すると共に、新出の右田氏相伝文書（以下、「新出右田家文書」）を翻刻・紹介したい。

一 右田氏について

まずは、右田氏について概観しておきたい。右田氏は、大内貞成の子盛長が周防国佐波郡右田保に拠ったことに始まるという。^③十二世紀末の正治二年（一一〇〇）十一月に周防阿弥陀寺の用料田畠を定め置いた周防国衛在庁官人の置文や坪差の目下に署判している「散位多々良盛綱」が右田氏の史料上の初見であろう。^④下って十三

世紀後半、右田八郎が周防国衙の健児所の兄部職を務めており、この頃右田氏が周防国衙の有力在庁官人であったことがうかがえる。また、鎌倉最末期に「長門探題」北条時直に従軍した「右田父子」が伊予国平井城にて討ち死にしているから、右田氏が周防の有力武家としても活動していたことが知られる^⑥。

南北朝期に入った暦応二年（一三三九）頃、右田重貞は、所領をめぐって周防国衙と紛争を起こし、国衙の使者を打擲し、刃傷に及んだ^⑦。この後、周防国では、足利直冬の下向の影響もあって、宗家の大内氏が惣領権をめぐって長弘流（守護家）と弘幸流（在庁大内介）とに分裂・抗争するが、この内乱期における右田氏の動静は明らかではない。その後の応安七年（一三七四）、大内氏の氏神である氷上妙見社上宮の上棟がなった際に馬を献じた人々のなかに、「右田殿」と「右田弥三郎殿」の名が見えるから、遅くともこの頃には複数の家に分かれて活動していたものであろう。

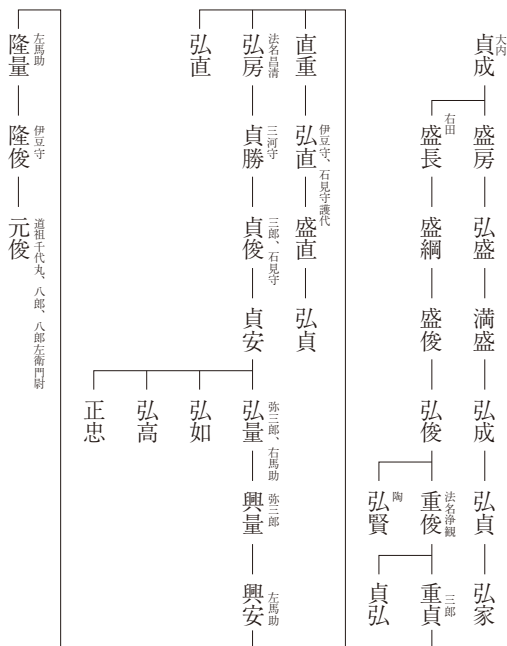
大内弘世から義弘への代替わりの頃からは、右田弘直（伊豆守）が石見国で活動している。弘直は、少なくとも至徳二年（一三八五）十月～応永二年（一三九五）八月石見国守護代の地位にあり、大内氏の石見国支配を担った^⑨。また、応永の乱後の内紛を経て大内盛見の地位が安定した応永十一年（一四〇四）の国清寺興行には、右田義信（石見守）が請文を提出している^⑩。同時期の「興隆寺供養勸進帳」には、右田義信と右田虎法師丸の二名、「興隆寺一切経勸進帳」には右田義信・右田虎法師丸・右田越後入道昌清（弘房）の三名がそれぞれ名を連ねている^⑪。この頃の右田氏の惣庶関係は定かでないが、両勸進帳において、虎法師丸の奉加額が一族中で最高額であることから、虎法師丸の系統が右田氏の惣領であった可能性が高い。

このように複数の家に分かれて発展していった右田氏であったが、この後は弘房の系統の活動が目立つ。すなわち、永享年間に大内持世の命で豊後国に出陣した「右

田參河守¹²⁾（貞勝）や、康正三年（一四五七）に大内教弘の命で安芸国に出陣した「右田石見守貞俊¹³⁾」は、弘房の子や孫に当たる。後者の貞俊は、長祿三年（一四五九）には、大内亀童（政弘）の長門一宮社参に随行して御幣

右田氏略系図

「新撰大内氏系図」を基に私見を加えて作成



周防右田氏の相伝文書について（和田）

役を務めたほか、享徳三年（一四五四）十二月、寛正三年（一四六二）十一月大内氏奉書の奉者として大内氏の意思を伝える役割を果たしている。⁽¹⁵⁾

さらに、応仁・文明の乱に参戦した大内政弘に従軍し、文明年間の初め頃、摂津国島下郡鳥養に押渡り、三宅城への通路を確保した「右田左馬助」⁽¹⁶⁾は、左馬助という官途名からこの系統と推測される。また、文明七年（一四七五）長門国河棚の給所米を長門二宮護摩堂に寄進した「多々良貞安」⁽¹⁷⁾は貞俊の子右田貞安であろう。

その貞安の子弘量（弥三郎、右馬助）は、文明十年（一四七八）に豊前国京都郡の重要拠点である馬岳城を任ざれている。¹⁸しかし、文明十八年（一四八六）には龜童丸（大内義興）が氷上妙見社上宮に社参した際の御供衆に加わって御幣を受け取り、同時期に夜廻人数番の一番に属していたから、この頃は山口にいたことが知られる。¹⁹さらに明応五年（一四九六）には、大内義興の名代として松崎天満宮の十月会に参列し、同時期の興隆寺二月会

頭役未勤衆注文に名が見えるなど、一門の有力家臣として活動している。⁽²⁰⁾しかし、明応七年（二四九八）十一月に豊後国玖珠郡での大友氏との合戦において「当陣人躰」として臨み、戦死した。⁽²¹⁾

弘量戦死後の明応九年（一五〇〇）三月、周防国に亡命中の前將軍足利義尹を饗応した際に、太刀を進上した大内氏家臣のなかに「右田弥三郎」の名が見える。⁽²²⁾この弥三郎は、同じ仮名を持つことから、弘量の子興量と考えられる。ところが、永正四年（一五〇七）二月に右田妙見社の神官渡辺氏に対して、管大夫に補任した旨を伝えたのは、如親と如信という人物が連署した袖判の奉書であった。⁽²³⁾如親と如信は、系図で弘量の弟として名が見える右田弘如の偏諱を受けた者たちであろう。とすれば、袖判の主は弘如の可能性が高く、氏神である右田妙見社の神官に影響力を及ぼしていたのは、興量ではなく弘如ということになる。⁽²⁴⁾この興量と弘如との関係も含め、当該期の右田氏の動静には不明な点が多い。⁽²⁵⁾

興量の子とされる興安は、永正十五年（一五一八）大永六年（一五二六）頃、世襲官途である「左馬助」を名乗り、右田妙見社の神官渡辺氏に給分を宛行い、大内氏最有力家臣の一人として奉書に署判している。⁽²⁶⁾右田氏の氏神であった右田妙見社の神官を掌握し、右田氏一門を代表していることから、この時期彼が右田氏の惣領であったとみなせよう。

興安の後継者である右田左馬助（隆量）も父祖と同様に、大内氏重臣連署の法度に名を連ね、松崎天満宮の祭礼に大内氏当主の代参を果たし、安芸国佐東金山城督も務めるなど、大内氏一門の重臣としての役割を果たしている。⁽²⁷⁾

以上より、少なくとも十五世紀の半ば以降、右田氏の惣領家となったのは、「左（右）馬助」を世襲官途とする弘房（法名昌清）の子孫であったと考えられる。

「左馬助」を名乗る右田氏以外で活動が目立つのが、大内義隆・義長に仕えた右田興実（玄蕃助、下野守）で

ある。興実は、天文三年（一五三四）大内氏が豊後国薄野浦を攻撃した際の軍事指揮官であり、同十三年～十七年頃には大友氏との前線に近い豊前国宇佐郡の中心的城市郭である妙見岳城督を務めている。⁽²⁸⁾ また、こういった軍事的な活動以外にも、天文七・八年頃は、筑前国箱崎宮大官司と同国守護代杉氏被官河内山氏の所領紛争の一件を担当したことが知られる。⁽²⁹⁾ このように、九州方面での活動が多いことから、豊前国玖珠郡野上村右田名を本貫とする右田氏⁽³⁰⁾との関わりも想定されるが、松崎天満宮の祭礼の名代を務めていることから、興実はやはり大内氏一門の右田氏であろう。

このほか大永七年（一五二七）に大内義興の意を受けて備後国の戦線へ派遣された右田右京亮⁽³²⁾や天文七年（一五三八）に大内家の人質として山口にあった毛利隆元の許を大内義隆の使者として訪れた右田甲斐守など⁽³³⁾がいる。彼らは、後述するように系図上の位置づけは不明ながら、右田氏の庶流であった。

このように右田氏は、代々軍事指揮官として各地を転戦する一方、平時には夜廻番や大内氏の神社参詣に同行しての警備や御幣役などを務めた。さらに、単なる軍事指揮官や祭礼の介添え役ではなく、大内氏当主の「人躰」や「名代」を務めた場合も少なくない。まさに大内氏の一門として宗家を支える存在であり、署判順位等からうかがえる家格は、大内氏の庶子家では陶氏の惣領家や問田氏に次いでいる。

歴史的にこのような役割を果たしてきた右田氏であったが、弘治三年（一五五七）防長に侵攻してきた毛利氏に誼を通じ、主家を滅亡に追いやることになる。右田氏が毛利氏に服属する過程及びその後の動静については、後述したい。

右田氏一族の所領・所職は、本拠地である右田保のほかに、鎌倉期には周防国銜の健児所兄部職や三ヶ所書生職が確められる。⁽³⁴⁾ 南北朝期以降は、周防国玖珂郡梶杜、佐波郡小俣、吉敷郡矢原・勝井、長門国厚狭郡末益

名、豊浦郡河棚庄、豊前国京都郡久保吉田庄、宇佐郡院内、筑前国糟屋郡金出、石見国邇摩郡井田村などにあった。⁽³⁵⁾

右田氏が経済的な基盤とした右田保は、周防国府の西北域に位置し、国衙の廬がある徳地方面への道と大内氏の本拠地である大内を経て山口方面へ通じる道の結節点であった。同保は、本来は公領であったが、遅くとも鎌倉前期には大内氏の所領の一つとなっており、右田氏は大内氏の代官として当地の開発に携わったと考えられている。⁽³⁶⁾

右田氏の居館は、現在の天徳寺前面の南西より（廃要持院の辺り）にあったと推測される。⁽³⁷⁾ また、居城である右田岳城は、十五世紀半ばに大内教弘が築いたと理解されている。⁽³⁸⁾

また、前述のように右田氏は、南北朝期に石見国守護代を務めており、十五世紀半ばには石見国邇摩郡代（分郡守護代）であった可能性もある。⁽³⁹⁾

上層家臣には、同名の右田氏のほかに国島、来原^{くりはら}、御^み

郷などの諸氏⁽⁴⁰⁾がおり、彼らから構成される家中支配組織も十六世紀初めの永正年間には確認できる。⁽⁴¹⁾

同族庶家には、戦国期に主家大内氏の筆頭家臣となる陶氏⁽⁴²⁾がいる。その陶氏とは複雑な相続関係が著名であるが、この点については疑問が多い。⁽⁴³⁾ また、婚姻関係では、大内義隆の側近であった相良武任との縁組みが知られるが、同時代史料から確認はできない。⁽⁴⁴⁾

右田氏の氏神は、右田妙見社であり、右田権現堂もゆかりの深い社であった。菩提寺は、下右田片山の十輪寺であった可能性が高い。⁽⁴⁵⁾

以上のような権力基盤に拠りながら、右田氏は、所領内の土豪層を被官化し、神官に官途や給分を与えるなど、領主制を展開していた。⁽⁴⁶⁾

二 右田氏相伝文書復元の試み

表1は管見に入った右田氏相伝文書（以下、右田家文

書)の目録である。数量は三三点で、藩政期には、少なくとも六箇所に分散して所蔵されていた。以下、これらの文書群について簡単に説明を加えておきたい。

① 御郷家文書(表1の文書番号2・3・16)

萩藩士御郷家に伝来した文書の内、弘治・永禄年間の三点が右田家文書と考えられる。⁴⁷内容は、弘治三年(一五五七)三月山口に侵攻中の毛利元就・隆元父子が、右田左馬助に同心を求め、現形を促したものの、及び永禄年間に豊前国門司での大友氏との戦いに参戦した右田伊豆守の馳走を賞したものに大別される。

御郷家は、家伝によれば、大内義隆の「里腹」の子である康政が右田重政の養子となり、御郷と名乗ったことに始まるという。⁴⁸御郷氏は、その後毛利氏に仕え、藩政期には萩藩船手組に属し、子孫は連綿している。もっとも、既に義隆の父義興の時代に、長門国吉田郡・厚狭郡の段銭奉行を務めた御郷重保という人物がいるから、この家伝は全面的に信の置けるものではない。しかし、弘

治四年(一五五八)に御郷俊郷が右田隆俊の本領当知行差出を毛利氏に提出するなど、御郷氏は右田氏の家宰的な立場にあったと考えられる。⁵⁰したがって、大内氏や右田氏の流れを汲むという家伝を勘案すれば、御郷氏は右田氏の庶流の可能性がある。とすれば、この家に右田家文書の一部が伝わるのは不自然なことではない。

② 三輪家文書(表1の文書番号17・19・20・26・27)

萩藩士三輪家に伝来した文書の内、五点が該当する。⁵¹内容は、永禄六年(一五六三)に右田右京亮に割き与えていた給地を右田伊豆守が知行することを毛利氏が認めたものと、右田氏が在城中の「当城」の守備に関するもの等到大別される。

三輪家は、家伝によれば、大和国三輪里を本貫の地とし、三輪丹後守の時に周防国に下向して大内義隆の家臣となったという。大内氏滅亡後は毛利氏に仕え、藩政期は萩藩大組に属した。丹後守には嗣子が無かったため、大内家臣右田某の末子を嗣子としたと伝える。右田家文

表1 右田氏相伝文書目録

番号	年月日	文書名	宛所	文書群名	刊本名	新出
1	応永32年6月2日	大内徳雄（盛見）宛行状	右田三郎（貞俊）	常栄寺文書	山3・340（9）	
2	（弘治3年）3月8日	毛利元就・隆元連署書状	右田左馬助（隆量）	御郷家文書	山2・666（1）	
3	（弘治3年）3月8日	毛利元就・隆元連署書状	右左（右田隆量）	御郷家文書	山2・666（2）	
4	（弘治3年）3月10日	毛利元就・隆元連署書状	右田	市川家証文	新裁軍記・455	○
5	（弘治3年）3月11日	毛利元就・隆元連署書状	右田伊豆守（隆俊）	市川家証文	新裁軍記・456	○
6	（弘治3年）3月12日	毛利隆元書状	右田（隆俊）	市川家証文	新裁軍記・456	○
7	（弘治3年）3月13日	毛利隆元書状写	右田伊豆守（隆俊）	市川家証文	新裁軍記・456	
8	（弘治3年）3月15日	毛利元就書状写	右田伊豆守（隆俊）	重枝孫兵衛所持	注10・157（46）	
9	（弘治3年）3月15日	毛利隆元書状写	右田伊豆守（隆俊）	重枝孫兵衛所持	注10・157（47）	
10	（弘治3年）3月17日	毛利元就・隆元連署書状写	右田伊豆守（隆俊）	市川家証文	新裁軍記・457	
11	（弘治3年）3月29日	毛利元就・隆元連署書状写		重枝孫兵衛所持	注10・157（44）	
12	（弘治3年）卯月1日	毛利元就・隆元連署書状写	右田伊豆守（隆俊）	重枝孫兵衛所持	注10・157（45）	
13	（弘治3年）卯月23日	毛利元就書状	右田（隆俊）	市川家証文	新裁軍記・482	○
14	弘治4年4月27日	右田隆俊本領当知行差出案写	大蔵院ほか	重枝孫兵衛所持	注10・160（57）	
15	永禄3年8月7日	毛利元就・隆元連署安堵状	右田伊豆守（隆俊）			○
16	（永禄5年カ）2月14日	毛利元就・隆元連署書状	右田伊豆守（隆俊）	御郷家文書	山2・666（3）	
17	（永禄6年）3月24日	毛利元就書状写	右田伊豆守（隆俊）	譜録み62三輪正在	古文書・99（75）	
18	永禄6年3月25日	毛利元就・隆元連署書状	右田伊豆守（隆俊）			○
19	（永禄6年）3月25日	元実書状写	右田（隆俊）	譜録み62三輪正在		

20	(永禄6年) 3月25日	佐藤就綱書状写	右田(隆俊)	譜録み62三輪正在		
21	永禄13年2月22日	毛利元就安堵状	右田才千代丸(元俊)			○
22	元亀2年2月8日	毛利輝元安堵状写	右田道祖千代(元俊)	重枝孫兵衛所持	注10-158(49)	
23	(天正10年) 7月10日	毛利輝元書状	右田八郎(元俊)		広島城図録-76(46)	○
24	天正19年霜月19日	毛利輝元仮名書出	右田八郎(元俊)			○
25	(年未詳) 卯月26日	毛利輝元書状	右田八郎(元俊)			○
26	(年未詳) 5月12日	国司カ元相書状写	右田	譜録み62三輪正在		
27	(年未詳) 8月13日	毛利輝元書状写	右田殿代右田新四郎ほか3名	譜録み62三輪正在		
28	(年未詳) 11月10日	毛利輝元書状写	右田八郎(元俊)	重枝孫兵衛所持	注10-157(48)	
29	(年未詳) 12月16日	毛利元就書状写	みき田御つほね	譜録は83原田勝俊		
30		右田隆俊本領不知行注文写		重枝孫兵衛所持	注10-159(56)	
31		毛利元就・隆元連署書状第二紙(断簡)	右田伊豆守(隆俊)			○
32		毛利元就書状第二紙(断簡)	右田伊豆守(隆俊)			○
33		毛利隆元書状第二紙	右田伊豆守(隆俊)			○

※刊本名について

1 複数の史料集等に収録されている場合でも、近年刊行されたものを中心に代表的と思われるものを一つだけ示した。

2 表示は、刊本名・頁数(文書番号)とした。

3 略称の意味は、以下の通りである。

注10『防長風土注進案』10(山口県立山口図書館、1965年)／古文書…『日本の古文書』(弘文社、1981年)／新裁軍記…『毛利元就軍記考証 新裁軍記』(マツノ書店、1993年)／山2-3…『山口県史』史料編中世2-3(山口県、2001)／2004年)／広島城図録・広島城企画展図録『輝元の分岐点』(広島城、2013年)

書の一部が三輪家に伝来したのはそのためと考えられる。

③ 原田家文書（表1の文書番号29）

萩藩士原田家に伝来した文書の内、一点が該当する。⁽⁵²⁾

内容は、永禄・元龜頃、「みき田御つほね」から文と紙を贈られたことに對する毛利元就の礼状である。

原田氏は、本姓多々良氏で、右田氏の末裔と称し、大内義隆に仕えた右田局（右田大方）の甥である元俊の時、原田と苗字を改めたという。のち毛利氏に仕え、藩政期は萩藩大組に属した。この家伝を裏付ける史料も否定する史料もないが、右田氏の流れを汲む家であれば、右田家文書が伝来しても不思議ではない。

④ 市川家文書（表1の文書番号4・7・10・13）

近世に右田を領有した毛利家一門の右田毛利家臣市川家に伝来した文書群の内に右田家文書が伝わる。十八世紀半ばに永田瀬兵衛が中心となってまとめた『新裁軍記』に「毛利筑後広定臣市川与三右衛門家証文」（以下、市川家証文）として引用されている六点がこれまで知られ

ている。⁽⁵³⁾ 内容は、いずれも毛利氏が山口攻略のために防府に迫りつつある弘治三年（一五五七）三月から、大内氏を滅ぼして防府を離れる同年四月までの、毛利氏と右田氏との交渉を示すものである。

市川家は、右田毛利家の「小臣通」に属する禄高一三石余（嘉永頃）の武士であるが、その具体的な活動はわからない。市川家証文の全貌も不明であり、この家になぜ右田家文書が伝来したのかは今後の課題としたい。

⑤ 重枝家文書（表1の文書番号8・9・11・12・14・22・28・30）

近世に周防国佐波郡田島組の百姓重枝孫兵衛家に伝来した文書の内、八点が右田家文書である。⁽⁵⁵⁾ 内容は、防府に到着した毛利氏と接触を持った右田氏が、大内氏が立て籠もる長門国勝山城の包囲網が狭まっていく様子を知らされた弘治三年（一五五七）三月～四月頃のもの、毛利氏家臣としての右田氏の動静を示す元龜二年（一五七二）以降のものに大別される。

重枝家は、家伝によれば本姓が土師氏で、勅使として

松崎天満宮に遣わされ、のち周防国に土着したという。掃部助恒秀に嗣子がなかったので、「右田豊前守政俊」の子を養子としたと伝える。藩政期には、帰農して萩藩三田尻宰判田島村内中野村の畔頭や庄屋を務めた。⁵⁶しかし、重枝家の家伝は誤謬が多く、全面的には信頼できない。同家には、豊後大友氏との和平交渉のために將軍家から遣わされ、のち毛利氏家臣となった柳沢家の伝来文書も複数伝わる。これらを勘案すれば、近世に村役人を務めた重枝家に、何らかの理由で他家の文書が集積され、右田家文書もその内の一つだった可能性が考えられる。

⑥ 常栄寺文書（表1の文書番号1）

現在、山口県文書館に寄託されている「常栄寺文書」の中に、本来右田家に伝来したと考えられる文書が一点含まれている。⁵⁷内容は、応永三十二年（一四二五）大内盛見が右田三郎に対して、石見国邇摩郡井田村を宛行ったものである。

常栄寺は、臨済宗東福寺派の寺院で、安芸国吉田に創

建された毛利隆元の菩提寺である。毛利氏の防長移封以来、幕末に宮野の現在地に移るまで、長らく上宇野令の国清寺跡地（現在の洞春寺の所在地）にあった。⁵⁸右田家文書は国清寺伝来文書の一つであったと考えられるが、そこに至る経緯を明らかにすることはできない。

以上、管見に入った右田家文書を藩政期の所蔵先ごとに概観したが、特徴をまとめると以下ようになる。

第一に、少なくとも①御郷家②三輪家④市川家⑤重枝家に伝来したものは内容上関連するものが多く、本来は同一の文書群であったことは明らかである。これらの文書群は、何らかの理由で、右田氏の末裔と称する家と血縁的には無関係な家（地縁によるものか）とに分かれて伝わっていったことになる。

第二に、③原田家⑥常栄寺伝来の文書は、内容的に他の文書群との関連性は見いだせない。特に常栄寺のものは、唯一大内氏時代のものである点で異質である。

第三に、時代に注目すると常栄寺の一点を除けば、す

べて大内氏滅亡直前の弘治三年以降のものである。このことが、大内氏時代の右田氏の研究が立ち遅れている一因となっている点は否めない。

三 「新出右田家文書」の翻刻と紹介

今回翻刻・紹介する「新出右田家文書」は、個人蔵の収集史料の一部であり、年代は弘治三年（一五五七）～天正十九年（一五九一）のものである。総数は一三点で、その内四点は、これまで市川家証文として知られていた文書の原本に当たる。残りの新出の九点も、おそらく同一の文書群と考えられ、すべて正文である。以下、これらの文書と他の右田家文書とを関連づけながら、弘治三年以降の右田氏の動向を探ってみたい。

厳島合戦後に防長に侵攻してきた毛利氏は、弘治三年三月八日陶氏の居城があった富田若山に陣替し、いよいよ大内氏領国の首都であった山口をうかがうに至った。

同日毛利元就・隆元父子は、防府にいた右田左馬助に立て続けに書状を送り、右田氏が毛利方に同意したことに感謝するとともに、早々の「現形」（大内氏を裏切つての挙兵）を促している⁽²⁹⁾。

ここで注目すべきは、「去々年者別而申談候、于今難忘存候」とあるように、毛利氏が大内氏の一門・重臣である右田氏に調略の手を伸ばし、悪くない感触を得ていたことである。すなわち、大内氏滅亡の二年前に既に右田氏は、宗家の大内氏に対する義理立てよりも、一在地領主としての自家の存続を優先させる道を選択肢として持っていたのである。

こうして、毛利氏に加勢することを決めた右田氏は、連日毛利氏に大内方の情報を伝えると共に、毛利軍の先鋒を山口に引き入れるための軍事行動を起こした。すなわち、三月十日ごろ、大内氏重臣の内藤隆世が大内義長を強引に高嶺城に登城させ、姫山城の兵も引き揚げさせたらしいことや、翌十一日右田氏が軍勢を派遣して大内

氏の氏寺興隆寺がある水上を掌握したことなどを伝え、毛利軍の迅速な移動を促している（後掲史料一・二。以下、単に史料一のごとく記す）。

三月十二日、防府へ移動中の毛利氏の許に大内氏が高嶺城から退去したという注進が右田氏からもたらされ、同日松崎天満宮に到着した毛利隆元は、右田氏にその旨を伝える一報を入れた（史料三）。翌十三日には、隆元は右田伊豆守に対して、山口のことが決着し、「旁も被開御運、此方も達本望」大慶であると伝えている。^⑥主家を見限って敵の毛利氏と結んだ右田氏の選択が容易なものではなかったことが、隆元の認識からうかがわれる。^⑦

さらに、三月十四日には、右田氏が毛利氏の許を訪れており、翌十五日にその返礼として、右田伊豆守が元就・隆元父子からそれぞれ、太刀と馬を贈られている。^⑧

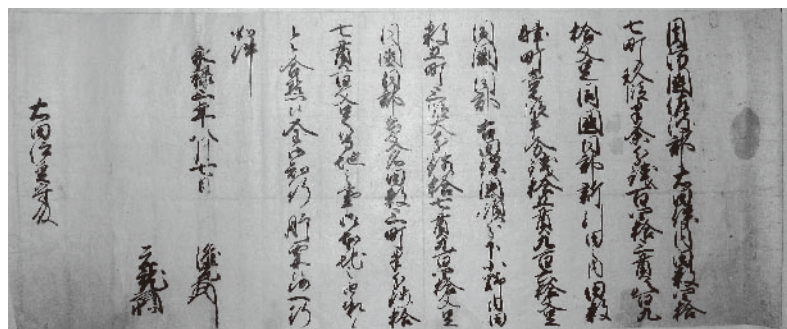
この頃、右田氏は自らの城や領内における毛利方の軍勢による狼藉への対処を毛利氏に求めており、三月十七日に何かあれば毛利氏が直接処罰する旨の約束をとりつ

けている。^⑨占領軍である毛利方の軍勢が右田保周辺にも展開していたのであろう。

一方、本拠の山口を捨て、長門国勝山城に立て籠もった大内氏は、徐々に毛利氏に追い詰められていた。その様子は毛利氏から防府にいる右田氏の許へも伝えられ、四月二日には小早川氏の軍勢が勝山城へ向かうことになっていった。右田氏も同じく出陣する予定であったが、延期となり待機を命じられている。^⑩

翌四月三日には義長が自刃して大内氏が滅亡し、防長計略を一段落させた毛利氏は、四月二十三日に右田氏と再会を約して、防府を離れた（史料四）。

弘治三年（一五五七）十二月、翌弘治四年六月、右田氏は寺領を横領したとして周防国分寺から訴えられる一方、本領の当知行差出や不知行注文を毛利氏へ提出している。^⑪防長両国の新たな主となった毛利氏の戦後処理の重要な課題の一つに、所領紛争への適切な対応があったが、毛利氏に協力した右田氏も、その見返りとして当知



毛利元就・隆元連署安堵状（史料5）

行の安堵や不知行地の回復を毛利氏に求めたのであろう。永禄三年（一五六〇）八月に右田隆俊は、毛利父子から右田保をはじめ佐波郡内の四箇所で合計して約六〇町・分錢一九四貫文の土地を「本地」として安堵されている（史料五）。右田氏所領の中核が具体的に知られる。

また、永禄五年（一五六二）には右田甲斐入道の養子で

ある右京亮が逐電するという事件が起こったが、その給地三〇石は毛利氏によって収公されることなく、翌六年三月に右田隆俊に安堵された（史料六）。三輪家文書に含まれるこの一件に関する三点の文書は、これまで年代や背景の特定が難しかったが、この新出の文書により、庶子である甲斐入道―右京亮家に「割地」として与えられていた給地が、惣領隆俊のもとに戻ったものであることが判明する。

さて、永禄四年（一五六二）に豊前国門司表での合戦に参戦するなど毛利氏に対する軍事奉公も果たしていた隆俊は、永禄十一年（一五六八）十二月右田妙見社の神官に加冠状を出したのを最後に史料上から姿を消す⁶⁷。

そして、永禄十三年（一五七〇）二月には右田道祖千代丸が、父隆俊の給地を相続することが元就から認められている（史料七）。翌元龜二年（一五七二）二月にも輝元から同様の安堵状を与えられているが、これは元就の病状が悪化したため、改めて安堵を申請したのではあ

るまいか。さらに、右田道祖千代丸は天正七年（一五七九）松崎天満宮十月会の際、毛利氏の代官を務めているから、この頃の右田氏は元服前の道祖千代丸を惣領と仰がねばならぬ状況にあったことがわかる。

しかしながら、天正十年（一五八二）になると右田八郎（元俊）が帰陣した輝元に両種を贈り（史料八）、天正十一・十二年の両年に輝元の名代として松崎天満宮十月会に出仕している。この八郎元俊は、成人した道祖千代丸と考えられる。なお、隆俊が史料上から姿を消した翌年の永禄十二年（一五六九）八月に長門一二両社放生会正分役の下行銭について指示された毛利氏家臣の中に、右田新四郎という人物がいる。⁽⁷¹⁾ この右田新四郎は、某年に輝元から「当城」を堅固に保持するよう命じられた際の肩書きは「右田殿代」となっている。⁽⁷²⁾ 元俊が成人するまでの間、この新四郎が右田氏当主の名代を務めていた可能性も考えられる。

その後、右田元俊は天正年間には、門司城の在番を務

めるかたわら（史料一〇）、土豪の岸本氏に実名と官途を授け、興隆寺喜教坊に所領を与える等々、一在地領主としての活動も確認できる。しかしながら、天正十六・十七年頃右田氏は、本貫地である右田保を失った可能性が高い。⁽⁷³⁾

天正十九年（一五九二）に元俊は、輝元から八郎左衛門尉に任じられた（史料九）。これが管見の限り元俊及び右田氏の終見である。⁽⁷⁴⁾

おわりに

以上、「新出右田家文書」を翻刻・紹介するに当たり、管見に入った右田氏相伝文書を復元すると共に、右田氏について素描してみた。

右田氏は、室町〜戦国期の西国の大大名である大内氏の一門でありながら、大内氏滅亡時には宗家を見限って毛利氏の家臣として存続する道を選択した。しかしなが

ら、大多数の大内氏旧臣と同じく、外様である右田氏は毛利氏家臣としては重要な地位を築くことができず、天正末年にはその動向がわからなくなる。その末裔と伝える家は萩藩士として存続したようであるが、右田という苗字を残すことはできなかった。そのためその相伝文書も散逸してしまったと考えられ、毛利氏に服属する以前の大内氏時代のものは皆無に等しい。

そうした状況に鑑みると、今回紹介した「新出右田家文書」は、大内氏滅亡時の貴重な情報や毛利氏家臣としての右田氏の動静を示す内容を含んでおり、大変有意義なものといえよう。

最後に、これまでの記述で曖昧にしてきた大内氏滅亡前後の時期の左馬助と伊豆守の関係について付言しておきたい。

毛利氏から右田氏宛の文書において、宛名に明記された官途名は、弘治三年（一五五七）三月八日～十一日の間に左馬助から伊豆守に変わる（表1参照）。これにつ

いては、以下のような可能性が考えられる。

- ① 左馬助⇨伊豆守⇨隆量
- ② 左馬助⇨伊豆守⇨隆俊
- ③ 左馬助⇨伊豆守⇨隆量⇨隆俊
- ④ 左馬助⇨隆量、伊豆守⇨隆俊

①については、弘治三年末以降の伊豆守は隆俊と考えるのが妥当だと思われるので、可能性は低い。②については、弘治三年以前の右田隆俊の確実な活動例が見いだせないのがネックとなる。⁽⁷⁶⁾③については、左馬助の花押と隆俊の花押が異なることから、一応別人と考えておきたい。⁽⁷⁷⁾

よって、消去法ながら現段階では、④の可能性が一番高く、⁽⁷⁸⁾③の可能性がそれに次ぐと考えておきたい。このような背景としては、右田氏が左馬助隆量から伊豆守隆俊へ代替わりすることにより、毛利方に味方する意思を鮮明にし、この難局を乗り切ろうとしたことなどが推測される。⁽⁷⁹⁾

註

- (1) 右田氏に関する専論はないが、右田氏について言及した主著書・論考としては以下のようなものがある。①近藤清石『大内氏実録』(一八九一年。一九七四年復刻)。②『山口県右田村史』(御蘭生翁甫、一九五四年)。③『防府市史』上巻(御蘭生翁甫、一九五六年)。④『毛利元就卿伝』(マツノ書店、一九八四年)。⑤『防府市史』通史Ⅰ 原始・古代・中世(防府市史編纂委員会、二〇〇四年)。⑥中司健一「大内氏当主側近層の形成と展開」(鹿毛敏夫編『大内と大友』(勉誠出版、二〇一三年))。

- (2) 萩藩士の御郷家(船手組)、三輪家(大組)、原田家(大組)、宇野家(大組)は右田氏の末裔と伝える。ただし、宇野家は右田氏の直接の子孫とは考え難い(拙稿「萩藩士宇野家と陶氏の系譜」〈『史学研究』二五四、二〇〇六年〕)。
- (3) 「新撰大内氏系図」(『近世防長諸家系図綜覧』(マツノ書店、一九八〇年復刻)) ほか。

- (4) 『鎌倉遺文』一一六三～一一六五号。
- (5) 『鎌倉遺文』一二九一一号。この文書は、本文中に名が

周防右田氏の相伝文書について(和田)

見える前周防国目代本智房俊顕の在職期間から建治三年(一二七七)～弘安五年(一二八二)頃のものと考えられる。

(6) 「正慶乱離志」正慶二年三月条(『山口県史』史料編中世1、六六頁)。以下、『山口県史』史料編については、『県史』中世1のごとく略記する。

- (7) 『周防国分寺文書』九四号(『県史』中世2、四二七頁)。
- (8) 『興隆寺文書』七九号(『県史』中世3、二五七頁)。
- (9) 『吉川家文書』二四〇号。『益田家文書』五一七号ほか。
- (10) 『常栄寺文書』六四号(『県史』中世3、三五四頁)。
- (11) 『興隆寺文書』二三七・二三八号(『県史』中世3、三二二～三二六頁)。
- (12) 『佐田家文書』五九・六〇号(『熊本県史料』中世篇二、一九三頁)。
- (13) 「大内氏実録土代」卷十一(『山口県文書館研究紀要』二八、七五頁) ほか。
- (14) 「長門国守護職次第」(『県史』中世1、六〇五頁)。
- (15) 「到津家文書」二四二号(『大分県史料』1、二五五頁)。「大内氏提書」一五条(『中世法制史料集』3 武家家法Ⅰ、

四四頁）。

（16）「安富家文書」（写は「安富家証文」一五号）『山口県文書館研究紀要』二七、六七頁）。

（17）「忌宮神社文書」（「長門国二ノ宮忌宮神社文書」、一九〇頁）。

（18）「正任記」文明十年十月二十日条（『県史』中世1、三五一頁）。

（19）「興隆寺文書」七八号（『県史』中世3、二五五頁）。「大内氏掟書」一二二条（『中世法制史料集』3 武家家法I、八一頁）。

（20）「防府天満宮文書」二一八号（『県史』中世2、六〇二頁）。「興隆寺文書」一五五号（『県史』中世3、二九六頁）。

（21）「萩藩閥閥録」卷八二末武与五郎5。

（22）「明応九年三月五日將軍御成難掌注文」（『県史』中世1、六四二頁）。なお、『県史』では「右田孫三郎」となっているが、これは「右田弥三郎」の誤植である。

（23）「渡辺家文書」一号（『県史』中世4、六七四頁）。

（24）袖判の主は興量の可能性もあるが、その場合も興量が叔

父弘如の影響下にあったことになる。

（25）永正九年（一五二二）に大内義興に従って在京していた「右田弥六」という人物もいるが、実名や系譜上の位置づけは不明である（『実隆公記』永正九年四月二十一日条（『県史』中世1、二八七頁））。

（26）「山口大神宮文書」一号（『県史』中世2、九一〇頁）。「渡辺家文書」二号（『県史』中世4、六七四頁）。「大内氏掟書」一七五号（『中世法制史料集』3 武家家法I、一一一頁）。

（27）『防長風土注進案』13、一一七頁。「防府天満宮文書」二四七号（『県史』中世2、六一七頁）。「大願寺文書」四四号（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、一二〇〇頁）ほか。

（28）「山野井家文書」一〇号（『広島県史』古代中世資料編Ⅳ、一二四頁）。有川宜博「大内時代の宇佐郡衆と妙見岳城督——分藤氏寄贈萩原文書の紹介をかねて——」（『北九州市立自然史・歴史博物館研究報告B類（歴史）』1、二〇〇四年）ほか。

（29）「田村家文書」六六〜七〇号（『新修福岡市史』資料編中世①、九〇一〜九〇三頁）。

(30) 偽文書ながら、この右田氏は、「長門国右田嶽守護右田太郎弘貞」の後裔と称する文書を伝え、戦国期に大友氏配下の院内衆の一人として活動した「左馬助」を名乗る者もいるなど、周防右田氏との関係もうかがわせる（「右田家文書」参考一・一六〈『新修福岡市史』資料編中世①、一八三・一八七頁〉）。

(31) 『防府天満宮文書』二五〇号（『県史』中世2、六一八頁）。

(32) 『山内首藤家文書』一九八号（写は『萩藩閥閥録』巻

一三山内縫殿²⁵⁹）。「乃美家文書」八七号（『新熊本市史』

史料編二、六一〇頁）。なお、天文末年に大内義隆や義長の

名代として仁壁・今八幡阿社や松崎天満宮の祭祀に臨んだ

右田右京亮もいる（「大内殿滅亡之次第」（『県史』中世1、

七四四頁）。「防府天満宮文書」二五三号（『県史』中世2、

六二〇頁）。

(33) 『毛利家文書』三九七号。

(34) 前掲註5『鎌倉遺文』一二九一一号。

(35) 『周防国分寺文書』一〇九号（『県史』中世2、四三三頁）。

「安富家文書」（写は「安富家証文」一九号〈『山口県文書

周防右田氏の相伝文書について（和田）

館研究紀要』二七、六八頁）。「興隆寺文書」一九号（『県史』中世3、二二六頁）。『萩藩閥閥録』巻七一小野貞右衛門³²。
「常栄寺文書」九号（『県史』中世3、三四〇頁）。

(36) 前掲註1『防府市史』通史I 原始・古代・中世、三〇三頁。

(37) 『防長風土注進案』9、五七五頁。御園生翁甫『防長古城趾の研究』（マツノ書店、一九七五年）。なお、時期によって館が移動した可能性も指摘されている（前掲註36『防府市史』、三〇八頁）。

(38) 「厚母家文書」一号（『県史』中世3、九八頁）。前掲註36

『防府市史』、三〇八頁。

(39) 例えば、宝徳二年（一四五〇）二月十三日「国々御代官」が連署した法度の最奥に署判した「弘直」は、消去法でゆくと右田氏の可能性がある（「興隆寺文書」七六号〈『県史』中世3、二五三頁〉）。また系図では、石見国守護代を務めた弘直の子盛直や弘房の孫貞俊も邇摩郡代であったと伝える。

(40) 「譜録」み62三輪善兵衛正在。「広崎家文書」五号（『大分県史料』8、一三九頁）。周防国分寺蔵「興隆寺文書」

二九号『『県史』中世2、四五〇頁〕。「周防国分寺文書」一〇八号『『県史』中世2、四三二頁〕ほか。

(41) 「渡辺家文書」一号『『県史』中世4、六七四頁〕。なお、上層家臣は史料上では「年寄中」と表現される（周防国分寺蔵「興隆寺文書」一六号『『県史』中世2、四四五頁〕）。

(42) この点に関して、弘治四年（一五五八）の右田隆俊本領当知行分の中に「從隆俊家対陶家割分地」が含まれていることが注目される（前掲註40「周防国分寺文書」一〇八号）。これは、戦国期に至っても、惣領家の右田氏から庶子家の陶氏に対して本領が割き与えられ（その給付分に関し、陶氏は庶子として惣領右田氏に対して役の負担義務を負っていた可能性を示している。関連史料がないため断定はできないが、当該期においても右田氏と陶氏との惣庶関係が続いていたことを示す興味深い事例かもしれない）。

(43) 例えば、陶弘房が康正三年（一四五七）に戦死した右田弘篤家をいったん継いだが、のち陶家に復帰し、右田家には次男弘詮を残したという説は、信頼できる史料にもとづく限り、事実ではなかったと考えられる（前掲註2拙稿）。

(44) 「多々良盛衰記」『『県史』中世1、七九九頁〕。

(45) 前掲註36『『防府市史』三〇四～三〇六頁〕。

(46) 「防長風土注進案」10、五九五頁。「渡辺家文書」一〇四号『『県史』中世4、六七四～六七五頁〕ほか。

(47) 原文書は、現在も子孫の家に伝わる。『『県史』中世2、『防府市史』史料1、『萩藩閥閥録』3（卷一三七御郷助左衛門）に収録。

(48) 「萩藩閥閥録」卷一三七御郷助左衛門（系譜書）。

(49) 「山口大神宮文書」一号『『県史』中世2、九〇九頁〕。

(50) 前掲註40「周防国分寺文書」一〇八号。前掲註36『『防府市史』三〇九頁〕。

(51) 写は「譜録」み62三輪善兵衛正在にある。表1の文書番号17・20・26の原文書は「周防国右田家文書」として古書市場に出たことがあるが、現在は所在不明（『弘文莊待買古書目』四四、一四二頁。『日本の古文書』（弘文莊、一九八一年）九九頁ほか）。管見の限り、未翻刻。

(52) 写が「譜録」は83原田甚右衛門勝俊にある。原文書の所在は不明で、管見の限り未翻刻。

(53) 田村哲夫校訂『毛利元就軍記考証 新裁軍記』（マツノ書店、一九九三年）に収録。

(54) 「右田毛利分限帳」（『防府市史』史料Ⅱ、三七三頁）。

(55) 写が『防長風土注進案』10、『防府市史』史料Ⅰに収録。
また、表1の文書番号14の案文や30の原文書は周防国分寺に伝わる（『周防国分寺文書』一〇八・一〇九号〔『県史』中世2、四三二・四三三頁〕）。

(56) 『防長風土注進案』10、一六〇頁。

(57) 『県史』中世3、「防長寺社証文」（『萩藩閥閥録』4）、『防長風土注進案』13、『常栄寺史料』に収録。

(58) 『角川日本地名大辞典』35 山口県（角川書店、一九九一年）ほか。

(59) 「御郷家文書」一・二号（『県史』中世2、六六六頁）。

(60) 「市川家証文」（前掲註53『新裁軍記』、四五六頁）。

(61) このような大内氏滅亡時の右田氏の行動原理を明らかにすることは、それ自体が重要な研究課題である。

(62) 『防長風土注進案』10、一五七・五九九頁。

(63) 「市川家証文」（前掲註53『新裁軍記』、四五七頁）。

周防右田氏の相伝文書について（和田）

(64) 『防長風土注進案』10、一五七・五九九頁。

(65) 「周防国分寺文書」六一・一〇八・一〇九号（『県史』中世2、四一八・四三二・四三三頁）。

(66) 表1の文書番号17・19・20。前掲註51参照。

(67) 「御郷家文書」三号（『県史』中世2、六六六頁）。「渡辺家文書」四号（『県史』中世4、六七五頁）。

(68) 『防長風土注進案』10、一五八・六〇〇頁。

(69) 「防府天満宮文書」二八二号（『県史』中世2、六三六頁）。

(70) 「防府天満宮文書」二八六・二八七号（『県史』中世2、六三八・六三九頁）。『防長風土注進案』10、一五七・六〇〇頁。

(71) 「忌宮神社文書」七九号（『県史』中世4、一六八頁）。

(72) 「譜録」み62三輪善兵衛正在。

(73) 『防長風土注進案』10、五九五頁。周防国分寺蔵「興隆寺文書」一六号（『県史』中世2、四四五頁）。

(74) 天正十六年（一五八八）に氏神の右田妙見社の田地坪付を出しているのは、右田氏ではなく大内氏時代に長門守護代を務めた内藤氏である（『渡辺家文書』五号〔『県史』中世4、六七五頁〕）。また、右田保内田ノ口の土臺岸本家の文

書では、右田氏の発給文書は天正十四年を最後に見えなくなり、遅くとも天正十七年以降は、やはり内藤氏が權益の保障者となっている（『防長風土注進案』10、五九五～五九六頁）。参考までに、後世の史料ながら、惣国検地の結果を反映していると言われる「八箇国時代分限帳」において、「右田左馬助」が出雲国大原郡で二〇石余、「右田八右衛門」が長門国阿武郡で一五〇石余を知行している（岸浩『資料毛利氏八箇国御時代分限帳』（マツノ書店、一九八七年）。惣国検地の過程で知行替されたものか。

（75）慶長三年（一五九八）の周防国衛土居内土貢米等注文の中に「右田藏人丞」の名が見えるが、周防右田氏との関わりも含め、詳細はわからない（『東大寺文書』115-184〔『防府市史』史料Ⅰ、六三一～六三六頁〕）。

（76）天文十八年（一五四九）と推定される七月三日付大内氏奉書の奉者に「隆俊」がいるが、この隆俊が右田氏かどうか確証はない（『萩藩閥閥録』巻一三〇吉原市兵衛13）。

（77）ただし、花押が異なっている同一人物の可能性は残るし、両者の花押の形状には共通性が認められる（『正法寺文

書』六一号『『県史』中世3、七八三頁〕。「渡辺家文書」四号『『県史』中世4、六七五頁〕。

（78）親子もしくは二代にわたり、同じ主君の偏諱を受けた例は他にもある。例えば、大内義興の重臣杉興宣の子は興相である（『上杉家文書』四二四号）。

（79）毛利氏が敗北した場合は、隆量が表舞台に返り咲くという選択肢が残ることになる。

凡例

一 文書の配列は編年順とし、年代が特定できなかったものは末尾に配した。

一 字体は、常用漢字表・人名用漢字用別表の字体に拠り、それ以外の漢字（いわゆる表外漢字）は、適宜処理した。

一 校訂者の加えた註のうち、校訂註には（一）、説明註には（二）を用いた。

新出右田家文書

一 毛利元就・隆元連署書狀（折紙）

御折紙拝見候、山口之趣示給候、具承知候、さて八屋形
（大内義長）
を内藤手籠候而高嶺へ登城候哉、姫山をハ明退候哉、然
（隆世）
間於于今者動急候而可然之由蒙仰候、得其心候、少茂油
（周防国吉敷郡）
断有間敷候、今日茂福原・志道以下進之置候間、万事頼
（貞俊）
申候、急度陣替可仕候、猶追々可申承候条先閣筆候、
恐々謹言、

（弘治三年）
三月十日

毛利

隆元（花押1）

同右馬頭

元就（花押2）

右田殿

御返報

二 毛利元就・隆元連署書狀（折紙）

追々御折紙拝見候、氷上之儀被仕取人数被差籠、被相動
（周防国吉敷郡）
之由可然候、此方加勢之儀承候、福原・志道以下明日至
（貞俊）
氷上表早々可罷出旨申付候、被仰談可被相動候、我等事
（元保）
明日至其表可令着陣候、聊無油断候、左候間弥行等手堅
可被仰付事肝要候、猶期面上候間、不能詳候、恐々謹
言、

（弘治三年）
三月十一日

備中守

隆元（花押3）

右馬頭

元就（花押4）

（隆俊）
右田伊豆守殿

御返報

三 毛利隆元書狀（折紙）

尚々たそ一人只今可給候、万事可申談候く、

御狀於途中拜見候、（周防国吉敷郡）高嶺之儀退散之由、只今注進候、先

以可然候、我等事只今至天満宮令陣替候、聽而以使者可

申入候、恐々謹言、

（弘治三年）三月十二日 毛利 隆元（花押5）

（隆慶）右田殿

御返報

四 毛利元就書狀

今日罷立候、今度者別而御懇之儀誠本望候、来秋者頓罷

下可申談候、弥御入魂憑申計候、猶此者可申候、恐々謹

言、

（弘治三年）卯月廿三日 元就（花押6）

（隆慶）右田殿

御宿所

五 毛利元就・隆元連署安堵狀

周防国佐波郡右田保内田数四拾七町玖段半余分錢百四拾三貫八百九拾文足・同国同郡新引田之内田数肆町壹段半分錢拾五貫九百六拾文足・同国同郡右田保国領分下小野内田数五町三段大分錢拾七貫九百四拾文足・同国同郡公文名田数三町半分錢拾七貫百文足等地之事、御本地之由承候、令合点候、全御知行肝要候、仍一行如件、

永祿三年八月七日 隆元（花押7）

元就（花押8）

（隆慶）右田伊豆守殿

六 毛利元就・隆元連署書狀

（右田）対同名甲斐入道割分下地參拾石足事、彼養子右京亮逐電

之条、於于今者無相違可有知行事肝要候、恐々謹言、

(天正十年)
七月十日

輝元(花押12)

永祿六年三月廿五日

隆元(花押9)

(元俊)
右田八郎殿

元就(花押10)

(隆俊)
右田伊豆守殿

九 毛利輝元官途書出

任 八郎左衛門尉

天正十九年霜月十九日

(毛利輝元)

(花押13)

(元俊)

右田八郎殿

(石田)
親父隆俊給地之事、近年任手次進之置候、無相違可有御

知行事肝要候、仍一行如件、

永祿十三年二月廿二日

元就(花押11)

(元俊)
右田才千代丸殿

一〇 毛利輝元書狀(折紙)

八 毛利輝元書狀

就歸陣之儀、兩種被送越候、祝着之至候、上表之儀令和
(元武)
平無事之姿候、委曲従国司右京亮所可申候、恐々謹言、

(豊前企救郡)
門司在番之儀、堅固被相勤之由肝要候、弥不可有緩候、
(財満)
委細財新右可申候、恐々謹言、

卯月廿六日

輝元(花押14)

（元俊）
右田八郎殿

一三 毛利隆元書状第二紙

一一 毛利元就・隆元連署書状第二紙（断簡）

（第二紙切封ウワ書）
（墨引）

（隆俊）
右田伊豆守殿

隆元

（第二紙切封ウワ書）

（墨引）

毛利備中守
毛利右馬頭

（隆俊）
右田伊豆守殿

隆元

御宿所

一二 毛利元就書状第二紙（断簡）

（第二紙切封ウワ書）

（墨引）

毛利右馬頭

（隆俊）
右田伊豆守殿

元就

御宿所

花押一覽



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14